

御祝金申請書（結婚・成人・出生）

本請求書ならびに添付書類に記載された者全員は、下記に記載の「個人情報のお取り扱い」について同意しております。

個人情報のお取り扱いについて

当会議所は、祝金の請求に伴って、本請求書ならびに添付書類（免許証等）に記載された個人情報を、当制度の事務手続きのために利用します。

※記入例をご確認のうえ太枠内をご記入ください。

※記入漏れまたは記載内容に不備がある場合は、

差し戻しさせていただくことがあります。

※必ず太枠内のすべての項目をご記入ください

郵便番号	
住 所	
事業所名	
代表者名	
T E L	

記入日	年 月 日 ※西暦で記入してください		
フリガナ	※御祝金の申請には、証明書類の添付が必要です。必要書類の詳細につきましては、裏面の「添付書類」欄を参照ください。		
被保険者名	※申請の有効期限は発生日を含め 1 年以内とします。		
該当事項	結婚・成人・出生 <small>（結婚祝金を申請される方は☆へ）</small>	発生日	年 月 日
↓↓↓ ※掛け金振替口座と同一の口座をご記入ください。↓↓↓			
送金口座	金融機関		支店名
	銀行 信金	コード	コード
			区分 1. 普通 2. 当座
フリガナ	口座番号 （右づめで記入）		
口座名義			
※受取は掛け金の引き落とし口座となります			

☆ 結婚祝金を申請される方

氏名変更（改姓）お手続き 要 ・ 不要（どちらかに○）
（登録内容変更手続）

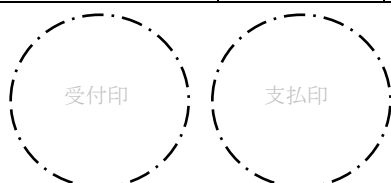
↓

書類提出 済 ・ 未（どちらかに○）

※氏名変更（改姓）される場合は「内容変更（訂正）届」も一緒にご提出ください。

【会議所記入欄】					
事業所 No.					
被保険者 No.					
加入年月日	年	月	日		
加入口数					口
祝金給付履歴確認欄	□別紙参照 □なし				
		万	千	百	十
給付金額					

取扱生保名	生命	普及員名	
-------	----	------	--



部長	課長	課長代理	担当職員
浜松	商工会	議所使	用欄

浜松商工会議所プラタナス共済制度

【記入例】御祝金の申請方法

問合せ先：会員共済課 TEL:053-452-1113

※郵送先※ 〒432-8501 浜松市中区東伊場 2-7-1 浜松商工会議所 会員共済課 共済担当 宛

浜松商工会議所プラタナス（団体保険）共済制度 御祝金申請書（結婚・成人・出生）

！注意！

必ず太枠内のすべての項目をご記入ください。不備のある場合は、差し戻しをさせていただくことがあります。

個人事業所の場合は事業主印を、法人事業所の場合は、代表者印を押印ください

郵便番号	432-8501
住所	浜松市中区東伊場 2-7-1
事業所名	浜松商工株式会社
代表者名	浜松 一郎
T E L	053-432-1113

記入日	2020年 1月 10日 ※西暦で記入してください		
フリガナ	ハマツ イチロウ		
被保険者名	浜松 一郎		
該当事項	結婚・成人・出生 <small>(結婚祝金を請求される方は☆へ)</small>	発生日	2019年 12月 24日
↓↓↓※掛け金振替口座と同一の口座をご記入ください↓↓↓			
送金口座	金融機関	支店名	区分
	商工 銀行 信金 コード 1 1 1 1	浜松支店 コード 1 1 1	1. 普通 2. 当座
フリガナ	ハマツショウコウ(カ ダイヒョウトリシマリヤク ハマツイチロウ		
口座名義	浜松商工株式会社 代表取締役 浜松一郎		口座番号 (右づめで記入)
			0 0 0 0 0 0

※御祝金の申請には、証明書類の添付が必要です。添付書類の詳細につきましては、裏面の「添付書類」欄を参照ください。
※申請の有効期限は発生日を含め1年以内とします。
※受取は掛け金の引き落とし口座となります

【証明書として必要な添付書類】

※御祝金申請書のほかに以下の書類を添付してください。

添付書類	結婚の場合	婚姻届受理証明書又はコピー（戸籍謄本又は抄本のコピー可） ※氏名変更（改姓）される場合は、「内容変更（訂正）届」も一緒にご提出ください。
	成人の場合	身分証明書（健康保険証、免許証のいずれか）のコピー
	出生の場合	母子健康手帳（出生届出済証明掲載頁）・出生届受理証明書・出生届出後の同居家族全員の住民票あるいは戸籍謄本（コピー可）のいずれか

注意事項

- ①結婚・成人・出生の祝金は、加入一口につき一律 2,000 円が支給されます。
- ②申請の有効期限は発生日を含め、1年以内とします。
- ③結婚の場合の支払事由発生日は、婚姻日とします。
- ④成人の場合の支払事由発生日は、満20歳を迎えた日とします。
- ⑤出生の場合の支払事由発生日は、お子様が誕生した日とします。
- ⑥申請上において、不備又は誤りがあるときは、支給金の停止、又は返却をお願いする場合があります。
- ⑦新規加入・増口された方については、加入・増口後、6ヶ月経過しないと申請できません。

(例) 2019年7月1日にプラタナス共済に加入し、2019年7月15日に結婚した場合、2020年1月1日以降でないと申請できません。